

株式会社商工組合中央金庫が実施する ニセコ環境株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施するニセコ環境株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2025年8月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

ニセコ環境株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

1. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）がニセコ環境株式会社（「ニセコ環境」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。



- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、ニセコ環境の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ニセコ環境がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

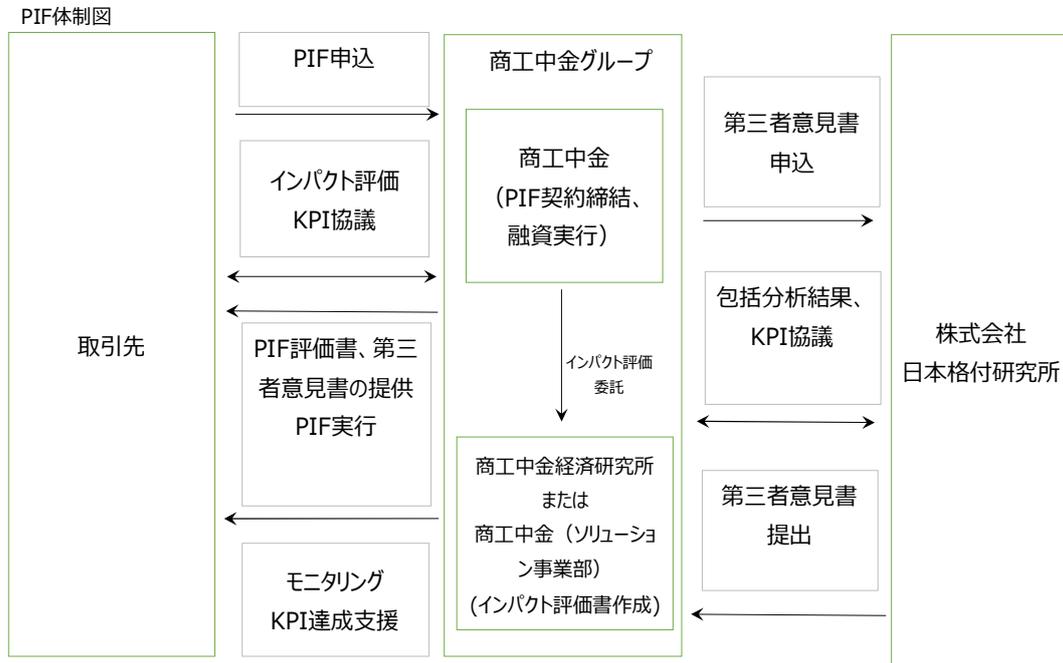
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分

析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるニセコ環境から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

國府田 育伸

國府田 育伸



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

- 国連環境計画金融イニシアティブ
- 「ポジティブ・インパクト金融原則」
- 「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」
- 環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
- 「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
 事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
 調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/en/>)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年8月29日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）がニセコ環境株式会社（以下、ニセコ環境）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、ニセコ環境の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業[※]に対するファイナンスに適用しています。

[※]中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 地域動向
 - 2.3 社是、経営理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	ニセコ環境株式会社
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	1 年（コミットメントライン更新オプション 4 回）
モニタリング実施時期	毎年 4 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地 事業所	本社 北海道虻田郡倶知安町字峠下 処分場 北海道倶知安町字峠下 89 ほか
設立	1962 年 12 月 17 日
資本金	20,000,000 円
従業員数	174 名（2025 年 5 月期時点、パート社員 3 名含む）
事業内容	産業廃棄物処理業 一般廃棄物処理業 解体業 土木工事業等
主要取引先	地方自治体（北海道虻田郡倶知安町等）、建設・解体業者、地域 NPO・協同組合（ようてい農業協同組合等）

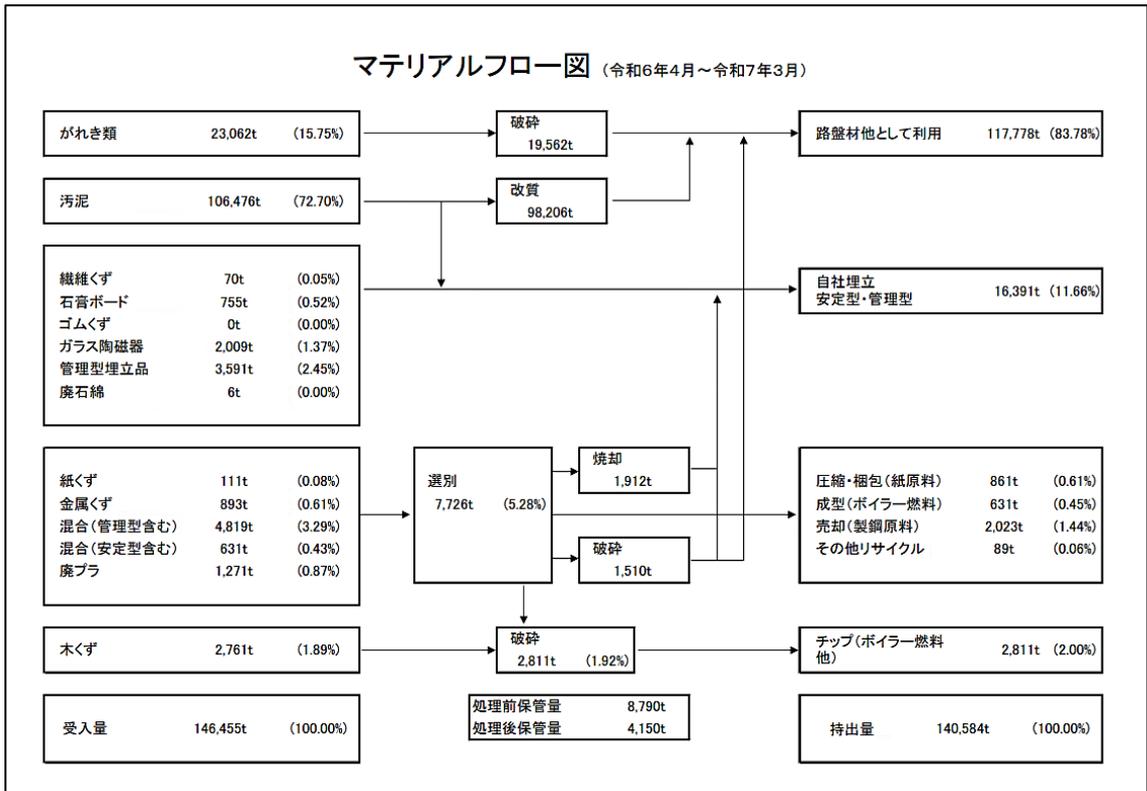
【業務内容・事業の特徴】

- ニセコ環境は、北海道虻田郡倶知安町に本社を構える、地域密着型の総合環境サービス企業である。1962年の創業以来60年以上にわたり、羊蹄山麓地域における環境保全と循環型社会の構築に貢献してきた。主な事業として、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分を行っており、後志エリアでは最大級の処理能力を誇っている。自社が保有する峠下最終処分場は、後志管内で唯一の施設であり、地域の廃棄物処理を支える重要な役割を果たしている。琴平リサイクルセンターやリサイクルパークでは、がれき類や木くず、混合廃棄物の破碎、選別、再資源化を実施しており、資源の循環と環境負荷の軽減に努めている。加えて、解体工事、土木工事、除排雪、清掃業務等の建設・生活支援サービスを展開しており、一般住宅から大型施設まで多様なニーズに対応しており、さらに、関係会社では地元農産物や加工品の生産・販売、NPO法人との連携による地域活性化活動等、「地産地消」や「地域循環型経済」の実現にも力を入れている。
- 近年では、北海道新幹線や後志自動車道の延伸に伴って開発需要が高まっており、観光地として発展するニセコ・倶知安地域において、開発に伴う廃棄物や観光施設、宿泊施設から排出される廃棄物への対応を強化している。さらに、脱炭素社会の実現に向けた取り組みも進めており、環境保全と経済活動の両立を目指す企業として注目を集めている。
- 2025年5月時点の従業員数は174名で、若手人材の育成や多様な働き方の推進にも力を入れている。ISO9001（品質）、ISO14001（環境）、ISO45001（労働安全）などの国際認証を取得し、品質管理、環境保全、労働安全衛生の分野で国際的に認められた基準を満たす体制を構築・運用している。これらの認証を通じ、持続可能な社会の実現に向け、企業活動全般で高水準の管理体制を維持している。リサイクルパークの峠下最終処分場に加え、新たな最終処分場の建設を予定しており、さらなる処理能力の強化と地域への貢献を目指している。



資料 ニセコ環境 HP より引用

● 主力事業である廃棄物受け入れ品目と処理フロー概略等



資料 ニセコ環境 HP より引用

【事業拠点】

拠点名	住所	特徴
本社	北海道虻田郡倶知安町字峠下	・2022年2月に新社屋が竣工し、これにより分散していた各部署を一カ所に集約することが可能となった。
琴平リサイクルセンター	北海道虻田郡倶知安町字琴平 415-2	・羊蹄山麓 7 町村の可燃ゴミ、一部自治体の不燃ゴミの受け入れ、選別。 ・プラスチック紙屑の中間処理。

		<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ゴミ受け入れ、選別。 ・汚泥処理センター(無機汚泥、動植物性残渣等の再資源化)。
<p>リサイクルパーク</p>	<p>北海道虻田郡倶知安町字峠下 49-11</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024 年度から本格的に稼働したリサイクルパーク。 ・がれき類及び木くずの破碎リサイクル、混合廃棄物の選別から最終処分まで、ほぼ全ての廃棄物品目について処理が可能。 ・リサイクルパークでは生ゴミの堆肥化を実施。 リサイクルされた堆肥は、ニセコ環境が運営するニセコファームの堆肥として活用されており、年に一度、倶知安町民に向け無料配布を実施。 ・その他、リサイクル製品の販売、再生材各種・土・チップ・堆肥等の販売を実施。 ・緑化事業への取り組み 2023 年から植樹の取り組みをスタート。 カラマツ、桜等の植樹を進めることで、地域貢献に加え、カーボンオフセットも目標にしている。

資料 ニセコ環境 HP より引用

【最終処分場の種類、埋立品目等】

最終処分場	
最終処分場の種類	安定型最終処分場
埋立品目	がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず
設置年月日	平成9年12月18日
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下89番地
埋立容量	157,454m ³
埋立面積	14,842m ²
構造・設備の概要	浸透水採取設備
環境保全対策等	浸出水の水質を定期的に測定、定期的に残存容量測定、周辺に飛散防止のネット。
最終処分場	
最終処分場の種類	安定型最終処分場・管理型最終処分場
埋立品目	がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、特定有害産業廃棄物(廃石膏等)、廃油(タールピッチ類に限る。)、鉱さい、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの
設置年月日	平成15年10月30日
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下86番地
埋立容量	158,467m ³
埋立面積	20,280m ²
構造・設備の概要	放流水、水処理施設(活性汚泥処理)、調整池
環境保全対策等	浸出水の水質を定期的に測定、定期的に残存容量測定、周辺に飛散防止のネット。
最終処分場	
最終処分場の種類	安定型最終処分場
埋立品目	廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))及び廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有害性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の間又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除き、石綿含有産業廃棄物)
設置年月日	平成30年11月16日
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下78番地、79番地、80番地
埋立容量	197,709m ³
埋立面積	30,863m ²
構造・設備の概要	浸出水採取設備、調整池
環境保全対策等	浸出水の水質を定期的に測定、定期的に残存容量測定、周辺に飛散防止のネット。
最終処分場	
最終処分場の種類	安定型最終処分場・管理型最終処分場
埋立品目	燃え殻、汚泥(含水率85%以下のものに限る)、廃油(タールピッチ類に限る)、廃プラスチック類(15cm以下のもの限り、石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず(15cm以下のものに限る)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、
設置年月日	令和1年10月11日
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下9番地、80番地
埋立容量	130,505m ³
埋立面積	27,649m ²
構造・設備の概要	放流水、水処理施設(活性汚泥処理)、調整池
環境保全対策等	浸出水の水質を定期的に測定、定期的に残存容量測定、周辺に飛散防止のネット。

資料 ニセコ環境 HP より引用

【沿革】

1962年	ニセコ運輸有限会社として設立。一般貨物運送業を開始。
1979年	土木部門を新設し、事業領域を拡大。
1988年	産業廃棄物処理業部門を設立。環境関連事業へ本格参入。
1990年	倶知安町峠下に安定型最終処分場を開設。
1991年	最終処分場隣接地に焼却炉を新設。
1992年	古谷和之氏が代表取締役就任。
1995年	伐根・伐開物等の一般廃棄物処分場を開設。炭・木酢液の生産開始。
1997年	新安定型最終処分場完成と同時に旧処分場廃止。 旧安定型処分場跡地にリサイクル工場新設。
1998年	RDF（固形燃料）と炭の生産を開始。移動式木破碎機を導入。
2000年	倶知安町琴平に新たな安定型最終処分場を開設。
2001年	ISO9001（品質マネジメント）認証を取得。
2003年	管理型最終処分場新設。
2005年	ISO14001（環境マネジメント）認証を取得。
2008年	蛍光管破碎機や大型コンポストターナーを導入し、リサイクル設備を強化。
2010年	「ドクターゆうき」（*1）を普通肥料として登録。Gマーク（安全性優良事業所）取得。
2016年	社名を「ニセコ環境株式会社」に変更。優良産廃処理業者として認定。
2020年	ISO45001（労働安全衛生マネジメント）認証を取得。
2025年	経済産業省より「事業継続力強化計画」（*2）の認定を取得。

1 11 422403 2409

登 録 証

氏名又は名称及び住所
北海道虻田郡倶知安町峠下
ニセコ環境株式会社

登 録 番 号 生第 91245 号

登 録 年 月 日 平成 22年 7月 26日

登 録 の 有 効 期 限 令和 7年 7月 26日

肥 料 の 種 類 汚泥肥料

肥 料 の 名 称 ドクターゆうき

含有を許される植物にと
つての有害成分の最大
量 その 他 の 規 格 普通肥料の公定規格中汚泥肥料の「含有を許される有害成分
の最大量」及び「その他の制限事項」のとおり。

肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定に基づき上記のとおり登録されていることを証する。

令和 4年 7月 22日
農林水産大臣 金子 原二郎

（*1）「ドクターゆうき」とは、ニセコ環境が近畿大学と共同開発した堆肥で、地域資源を活用した自然循環型の肥料。普通肥料として登録され、環境負荷の低減と農作物の品質向上に貢献している。

資料 ニセコ環境より提供

（*2）「事業継続力強化計画」とは、「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自然災害や感染症等のリスクに備えて策定する、防災・減災のための事前対策計画であり、経済産業大臣がその内容を認定する制度のことで、ニセコ環境は、1つの企業が単独で策定する単独型でなく、複数の企業や団体が連携して策定する連携型で認定を取得した。

【許認可】

許可事項

- ・ 一般建設業【北海道知事許可（般-3）後第00788号】
（建築工事業）
- ・ 特定建設業【北海道知事許（特-3）後第00788号】
（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業、解体工事業）
- ・ 一般自動車貨物運送業
- ・ 家電リサイクル品収集運搬許可業者
- ・ 優良産廃処理業者認定
- ・ 北海道産業廃棄物処分業
- ・ 北海道特別管理産業廃棄物処分業
- ・ 北海道産業廃棄物収集運搬業
- ・ 北海道特別管理産業廃棄物収集運搬業
- ・ 倶知安町一般廃棄物処分業
- ・ 倶知安町一般廃棄物収集運搬業
- ・ その他近隣町村一般廃棄物収集運搬
- ・ 廃棄物再生事業者登録証明書（琴平RC, 峠下RC）
- ・ 普通肥料登録「ドクターゆうき」

資料 ニセコ環境 HP 及びニセコ環境から提供された最新情報をもとに商工中金経済研究所が作成

【主な関係会社等】

名称	事業内容や特徴等
<p>株式会社ニセコファーム</p>  <p>資料 ニセコ環境 HP より引用</p>	<p>リサイクルパークで受け入れた生ゴミを堆肥化し、それを活用した循環型農業を通じて、地域資源を生かした持続可能な野菜栽培を行っている。</p> <p>〔主な栽培品目〕 アスパラガス、とうもろこし、小豆、食用ひまわり等</p>
<p>NPO 法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会</p>	<p>羊蹄山周辺の自然環境保護と観光資源の活用を目的に、地域住民や団体と連携しながら、環境美化、景観改善、植樹、エキノコックス駆除等の活動を展開し、持続可能なまちづくりと地域活性化に寄与している。2018年には、これらの取り組みが評価され、国土交通省北海道開発局より「道路功労者表彰」を受賞した。</p>

「NPO 法人 WAO ニセコ羊蹄再発見の会」道路功労者表彰

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
「世界の北海道」を目指して
～北海道総合開発計画～
Press Release
平成30年9月18日

特定非営利活動法人WAOニセコ羊蹄再発見の会が受賞！
～平成30年度「道路功労者表彰」伝達式を開催～

小樽開発建設部は、「道路ふれあい月間」（毎年8月1日～31日）の行事の一環として、平成30年度「道路功労者表彰」伝達式を下記のとおり開催します。
小樽開発建設部管内では、**道路の清掃・美化活動の功績により「特定非営利活動法人WAOニセコ羊蹄再発見の会」が受賞されます！**

道路功労者表彰は、国土交通省が実施している「道路ふれあい月間（8月）」の行事の一環として、北海道開発局が所管する道路事業について、道路の清掃・美化活動、道路愛護思想の啓発などに顕著な功績のあった団体・個人に対し、北海道開発局長が感謝状を贈り表彰するもので、昭和57年から毎年行っています。

記

受賞者： 特定非営利活動法人WAOニセコ羊蹄再発見の会

日時： 平成30年9月25日（火） 14：45～15：30

場所： 倶知安町役場 3階 会議室
（虻田郡倶知安町北1条東3丁目）

伝達者： 小樽開発建設部長

活動内容： 「特定非営利活動法人WAOニセコ再発見の会」は、平成18年から13年間にわたり、シーニックバイウェイ北海道「支笏洞爺ニセコルート」のニセコ羊蹄エリアの活動団体として、一般国道276号倶知安町八幡ビューポイントパーキングにおいて、草刈り・清掃・植栽活動等を行っています。
長年にわたるこれらの活動が「道路の清掃・美化」に顕著な功績があったと認められたものです。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部
公物管理課 課長 工藤 和久（電話 0134-23-5259）
公物管理課 課長補佐 沢口 剛三（電話 0134-23-5259）
小樽開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/>




特定非営利活動法人WAOニセコ羊蹄再発見の会
（代表 古谷和之）

一般国道276号倶知安町八幡ビューポイント
パーキングの清掃・美化活動

優れた景観箇所に整備されたビューポイントパーキングやその周辺において、景観阻害とならないように草刈りや清掃活動を平成18年から実施しています。

継続した活動によって優れた景観が保たれています。

★ 倶知安町

▼草刈り活動

▼植栽維持管理活動

▼地域活動団体と道路管理者が協働した電線移設による羊蹄山眺望の改善

before after



Scenic Byway HOKKAIDO

資料 国土交通省北海道開発局 HP より引用

2.2 地域動向

■ 北海道の廃棄物処理の最新動向（2025年～2029年）

- 北海道では、2025年4月に「北海道廃棄物処理計画」（第6次）を策定し、国の廃棄物処理基本方針に基づいて、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化の推進や、循環型社会の形成、地域の活性化につながる地域循環共生圏の構築に取り組んでいる。

<計画期間>

- ・令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）の5年間

<目的>

- ・廃棄物の減量、資源循環の強化、適正処理の推進を通じて、循環型社会と地域循環共生圏の形成を目指す

<基本方針>

- ・一般・産業廃棄物の排出抑制と資源化
- ・廃棄物の広域処理と効率的な事業運営
- ・災害廃棄物・海岸漂着物等への対応
- ・優良処理業者の育成と不法投棄防止
- ・技術開発・普及啓発の推進

<重点対象廃棄物>

- ・PCB 廃棄物、使用済自動車、アスベスト、感染性廃棄物、プラスチックごみ

<各主体の役割>

- ・道民：分別・排出抑制への協力
- ・事業者：適正処理と情報公開
- ・市町村：地域計画の策定と実施：広域調整と支援

■ 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

- 倶知安町では、1972年に策定された「倶知安町開発基本構想」以降、複数回の改定を経て、現在は「第6次倶知安町総合計画」（2020～2031年度）に基づいて市政運営を行っている。この総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成されている。

<計画の目的と背景>

- ・倶知安町は、少子高齢化・人口減少・人手不足といった全国的な課題に加え、国際リゾート地としての特性に伴う先駆的な行政課題や、多文化共生への対応等、町独自の課題にも直面している。北海道新幹線や高速道路の整備による交流人口の増加と高速交通ネットワークの変化を見据え、誰もが「この町に住んで良かった」と実感できる“ふるさと倶知安”の実現を目指し、第6次倶知安町総合計画（2020～2031年度）が策定された。

<基本構想>

- ・「この町に住んで良かった」と誰もが思える“ふるさと倶知安”の実現のため、町民・企業・行政が協力し、自然・文化・経済の調和を図りながら、環境保全と経済発展を両立させる持続可能な地域

社会の形成を目指している。



資料 倶知安町 HP「第6次倶知安町総合計画」（ダイジェスト版）より

■ ニセコ環境の取り組みと第6次倶知安町総合計画の関係性

- 両者に共通するのは、「自然と共生しながら、地域の未来を育む」という価値観である。
 1. 持続可能なまちづくりへの貢献
 - ・第6次倶知安町総合計画では、「誰もが住んで良かったと思える持続可能なまちづくり」が将来像として掲げられている。ニセコ環境は、廃棄物の適正処理やリサイクル、堆肥製造等を通じて、地域の環境保全と資源循環に寄与しており、町の将来像の実現にもつながっている。
 2. 地域資源の活用と循環型社会の形成
 - ・計画では「地域資源の活用」や「循環型社会の構築」が重点施策として位置づけられている。ニセコ環境は、木質バイオマスや有機廃棄物の再資源化等、地域資源を活かした循環型事業を展開しており、町の政策と方向性が一致している。
 3. 多様な働き方・人材育成
 - ・倶知安町は、人口減少や人手不足への対応として「多様な人材の活躍」や「働きやすい環境づくり」を推進している。ニセコ環境も、若手人材の育成や多様な働き方の推進に取り組んでおり、地域の雇用創出と人材定着に貢献している。
 4. インフラ整備と地域対応力の強化
 - ・新幹線や高速道路の整備により、廃棄物処理や物流の需要が変化中、ニセコ環境は地域に根差したインフラ企業として、柔軟かつ持続的な対応力を備えており、町の成長を支える基盤の一部として機能している。
- このように、ニセコ環境の事業活動は、倶知安町の総合計画が掲げる将来像や重点施策と高い親和性を持ち、地域の持続可能な発展に不可欠な存在となっている。

2.3 社是、経営理念等

【社是】

地域を見つめ 未来を育む環境創造企業へ

ニセコ環境は、後志エリアの未来を見据え、地域の持続可能な発展に責任を持つ企業としての姿勢を大切にしている。単なる事業者にとどまらず、社会的課題の解決や地域資源の価値創出に積極的に関わることで、環境・経済・暮らしの調和を追求している。持続可能なまちづくりの担い手として、地域とともに成長し続ける企業でありたいという想いが、この社是に込められている。

【経営理念、経営姿勢】

「経営理念」

- 一、質の高い人材、設備をもって誠実な事業活動を行う
- 一、永続的に存在し、地域社会の持続的発展に寄与する企業を目指す

「経営姿勢」

- 一、優れた技術に基づいた適正な処理とサービスの提供に努め、お客様から高い評価と信頼を得る
- 一、地域社会との連携および協調を図り、積極的な社会貢献に努める
- 一、企業情報について、社会への積極的な情報公開に努める

【&project2030】

ニセコ環境では、2030年を一つの目標年とし、地域・顧客・社員の幸福を実現する多様な取り組みを「&project2030」として展開している。本プロジェクトは、「ニセコ環境と何かを」「地域と何かを」「誰かと何かを」「&（アンド）」でつなぐことをコンセプトに、持続可能な社会の実現を目指すものである。

[主な取り組み]

- ・旧社屋をリノベーションし、地域住民や観光客が集うカフェとして再生し、自社農場「ニセコファーム」で収穫されたアスパラやとうもろこし等を使用した、環境にやさしいメニューを提供している。地域と人、環境と暮らしをつなぐ交流拠点としての機能を担う。

「&café NISECO」～2025年5月オープン



資料 ニセコ環境 HP より引用

【品質方針、環境方針、安全衛生方針】

【品質方針】
品質を維持・向上させ、技術力と顧客要求事項の適切な対応により経営理念、経営姿勢を実現し、継続的な改善活動により生産性の向上を図る
【環境方針】
環境の維持・保全是企業の取り組むべき重要な活動である。事業活動を通じて環境保全に関わり、社会の持続的発展のため、全従業員参加で環境活動に積極的に取り組むものとする
【安全衛生方針】
労働安全衛生活動の確実な実施は、企業経営の基盤であることを認識し、当社で働く人及び地域社会の安全と健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の中で労働安全衛生管理を徹底し、自負できる職場を目指す なお、法令及び当社規定の遵法に取り組むとともに、全従業員、自らすべきことは実行し、そのために必要な措置を講じ、健康で安心して働ける職場環境を継続する

この社是と経営方針等は、二セコ環境が単なる廃棄物処理業者ではなく、地域と自然が共に生きる未来を創造する「環境創造企業」としての姿勢を明確に示している。地域密着型の経営を軸に、環境保全・資源循環・技術革新・人材育成・社会貢献といった多面的な取り組みを通じて、地域社会の持続可能性を支える存在であることを目指している。特に、後志エリアの自然環境や生活文化を尊重しながら、地域課題の解決に積極的に関与する姿勢は、企業としての社会的責任を果たすと同時に、地域との信頼関係を深める原動力となっている。二セコ環境は、環境・経済・暮らしの調和を追求し、地域とともに成長し続ける企業でありたいという強い意志を持って事業を展開している。

2.4 事業活動

ニセコ環境は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ 「産業廃棄物受入量の拡充、再資源化の推進による循環型社会への貢献」の取り組み

- 1988年に産業廃棄物処理業部門を設立し、環境関連事業へ本格的に参入以降、安定型最終処分場の開設、隣接地での焼却炉の新設、リサイクル工場の新設等を通じて、産業廃棄物の受入量拡大を図ってきた。現在では、倶知安町を含む周辺7町村（ニセコ町、蘭越町、真狩町、留寿都村、喜茂別町、京極町）から排出される一般廃棄物も取り扱っており、産業・一般両廃棄物処理施設は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する重要なインフラとして位置づけられる。
- 近年、北海道新幹線や後志自動車道の延伸に伴う開発需要の高まりを背景に、観光地として発展を続けるニセコ・倶知安地域では、開発に伴う廃棄物や観光施設、宿泊施設から排出される廃棄物への対応が強化されている。このような状況のもと、2024年4月から2025年3月までの廃棄物全般の受入実績は14.7万トンとなり、2022年4月から2023年3月までの実績（7.5万トン）と比較して、約2倍に増加している。
- さらに、新たな最終処分場の建設が計画されており、今年度中に設置許可が得られた場合には、2026年春の着工、2028年秋の竣工が予定されている。これにより、将来的な処理能力の強化と地域社会へのさらなる貢献が期待される。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「インフラ（社会経済面）」（産業廃棄物受入量の拡充）

■ 「地域環境の保全と科学的根拠にもとづく環境管理」の取り組み

- 安定型及び管理型最終処分場の運営において、維持管理計画を策定し、毎月、計画にもとづく確認を実施している。確認結果は随時ニセコ環境のHP上で公表し、地域住民や行政との信頼関係の維持に努めている。廃棄物の受入に際しては、契約書、マニフェスト、目視確認等、複数の手段を用いて、廃棄物の性状・特性を厳密に把握し、処理過程における漏洩や不適切な処理による環境汚染リスクを最小限に抑制している。透明性の高い管理体制により、環境リスクの早期発見と迅速な対応を可能としている。
- 加えて、2005年にISO14001（環境マネジメント）を取得し、以後継続的に維持しており、焼却プラントの排ガスに含有される有害物質の測定等、処分場周辺における定期的なモニタリングや環境影響評価を通じて、科学的根拠に基づいた環境保全を推進している。これにより、自然景観や生態系への配慮を含めた持続可能な管理を実現しており、2016年に産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬事業、特別管理産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬事業の4業種で「優良産廃処理業者」（*3）の認定を受け、現在も継続している。

（*3）優良産廃処理業者制度とは、2011年に廃棄物処理法改正に基づいて創設され、通常の許可基準より厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査し認定する制度のこと。

なお、解体業およびその他の土木建設事業においては、建設工事は行っておらず、関連法令を遵守したうえで、水域や大気の汚染、生物多様性および生態系への影響、ならびに持続不可能な土地利用を回避した事業運営を実施している。

<ニセコ環境 HP における情報公開更新履歴>

情報公開更新履歴	
更新年月日	更新内容
2025年06月06日	収集運搬・処分及び維持管理実績4月分更新 マテリアルフロー更新
2025年04月30日	収集運搬・処分及び維持管理実績3月分更新 収集運搬業許可証、収集運搬車両リスト、低公害車導入リスト更新
2025年04月02日	収集運搬・処分及び維持管理実績2月分更新 産業廃棄物処分許可証更新(施設の追加)
2025年02月28日	収集運搬・処分及び維持管理実績1月分更新
2025年02月03日	収集運搬・処分及び維持管理実績12月分更新
2025年01月13日	収集運搬・処分及び維持管理実績11月分更新 収集運搬車両リスト、低公害車導入リスト更新
2024年11月27日	収集運搬・処分及び維持管理実績10月分更新 収集運搬車両リスト、低公害車導入リスト更新
2024年10月30日	収集運搬・処分及び維持管理実績9月分更新 収集運搬車両リスト、低公害車導入リスト更新
2024年09月27日	収集運搬・処分及び維持管理実績8月分更新 収集運搬車両リスト、低公害車導入リスト更新
2024年08月27日	収集運搬・処分及び維持管理実績7月分更新
2024年07月24日	収集運搬・処分及び維持管理実績6月分更新 会社情報(財務諸表)更新
2024年06月28日	収集運搬・処分及び維持管理実績5月分更新 産業廃棄物処分許可証更新(施設の追加)
2024年06月05日	収集運搬・処分及び維持管理実績4月分更新 収集運搬車両リスト、低公害車導入リスト更新
2024年04月26日	収集運搬・処分及び維持管理実績3月分更新
2024年03月31日	収集運搬・処分及び維持管理実績2月分更新
2024年02月29日	収集運搬・処分及び維持管理実績1月分更新 収集運搬車両リスト、低公害車導入リスト更新
2024年01月29日	収集運搬・処分及び維持管理実績12月分更新
2015年09月07日	当社ホームページにて、情報公開を開始。 ※開始時の内容を掲載

(HP 上における情報公開のアドレス <https://niseko-tr.co.jp/information/>)

資料 ニセコ環境 HP より引用

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性（社会面）」「気候の安定性」「水域」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」（地域環境の保全と科学的根拠にもとづく環境管理）

■ 「低燃費・低排出車両の導入による環境負荷低減」の取り組み

- 運搬車両において、低燃費車両及び低排出ガス車両の導入を進め、CO₂排出量の削減ならびに温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進しており、CO₂排出量の削減と温室効果ガスの抑制に取り組む中で、64 台中 61 台に導入が進んでいる。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「気候の安定性」「大気」（低燃費・低排出車両の導入に

による環境負荷低減)

■ 「再資源化の推進による循環型社会への貢献」の取り組み

- 廃棄物の再資源化に積極的に取り組み、資源循環を促進し、堆肥化や固形燃料化（RPF・RDF）等を通じて、持続可能な資源利用を実現している。堆肥生産量は推測値で約 500 トン、固定燃料の生産量は、年間 2,850 トンに達する。

<リサイクル堆肥>

リサイクル堆肥の無料配布を行いました!



ニセコ環境ではリサイクルパークで生ゴミをリサイクルし堆肥化しています。
リサイクル堆肥は町民向けに無料で配布したり、ニセコファームの農作物の肥料として使われています。
今年も無料配布が行われ、たくさんの町民の方々がいらっしゃいました。

資料 ニセコ環境 HP より引用

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「エネルギー（社会面）」「資源強度」「廃棄物」、ネガティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」（再資源化の推進による循環型社会への貢献）

■ 「ペーパーレスの推進」の取り組み

- 「サイボウズ」「楽楽精算」「ミロク会計」等の経費精算・業務管理システムに加え、独自のクラウド型データベース「R-BASE」を導入することで、営業活動、配車、受発注等の管理業務を効率化し、これらのデジタルツールの活用により、ペーパーレスを推進している。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」（ペーパーレスの推進）

【社会面】

■ 「事業継続力強化計画の策定」の取り組み

- 最終処分場や焼却施設等、地域の廃棄物処理インフラを担っており、災害時にも安定的なサービス提供が求められる。事業の停止は、地域の公衆衛生や環境保全に直接的な影響を及ぼ

す。このため、災害時においても業務を継続できる体制の整備が不可欠と判断し、観光地として発展するニセコ地域における廃棄物処理の安定供給を維持することも重要な課題と位置づけ、2025年6月に「事業継続力強化計画」を策定した。毎年見直しを実施し、事業継続力の実効性を高めていく。なお、同計画は、中小企業が自主的に行う防災・減災の事前対策を経済産業大臣が認定する制度にもとづくものである。

(様式第6)

20250324 北海道第15号
令和7年4月25日

ニセコ環境株式会社
代表取締役 古谷 和之 殿

北海道経済産業局長 鈴木 洋一郎

連携事業継続力強化計画に係る認定について

令和7年3月24日付けをもって申請のあった連携事業継続力強化計画については、
中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づき認定する。

資料 ニセコ環境より提供

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「自然災害」(事業継続力強化計画の策定)

■ 「ワーク・ライフ・バランスの推進」の取り組み

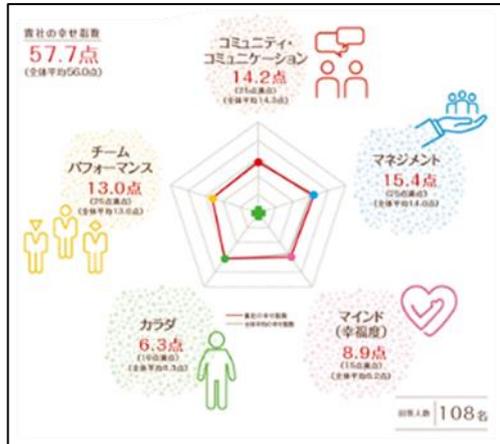
- 法定の福利厚生は全従業員に提供されており、社員の健康と働きやすさを重視した施策を通じて、ワーク・ライフ・バランスの向上に継続的に取り組んでいる。法定の健康診断に加え、各自が選択したオプション検査費用の半額を会社が負担し、要精密検査と診断された場合の初診費用は全額会社負担とする等、健康管理支援を充実させている。
- 2025年5月期における有給休暇の平均取得率は67.5%であり、令和6年の就労条件総合調査(65.3%)を上回る水準を維持している。幹部会議や安全衛生委員会を通じて継続的に周知を行い、取得促進に取り組んでいる。平均月間残業時間は15時間で、令和6年の毎月勤労統計調査(一般労働者の平均残業時間13.4時間)を上回るものの、SX化(サステナビリティ・トランスフォーメーション(Sustainability Transformation)の略で、企業と社会の持続可能性を同時に追求する経営変革のこと)の推進、施設の集約、機械設備の更新といった生産性向上施策を通じて、業務効率の改善と労働時間の適正化に取り組んでいる。今後も、これらの取り組みを継続するとともに、商工中金が提供する「DXコンパス」等のツールを活用し、属人化した業務の標準化・汎用化を進めていく。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」「社会的保護」(ワーク・ライフ・バランスの推進)

■ 「幸せデザインサーベイによる社員満足度の向上」の取り組み

- 2025年度に会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ」(*4)に取り組み、以後、毎年、実施する。その結果をもとに、社員のメンタルヘルスの把握、経営への参考資料とするとも

に、経営陣と従業員が相互理解や組織目標の共有化を目的として対話をすることで、働きがいのある企業になることを目指す。



(*4) 幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド」(幸福度)の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する(100点満点)

資料 商工中金より提供

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(幸せデザインサーベイによる社員満足度の向上)

■ 「労働災害発生の抑制」の取り組み

- 労働災害の防止、労働者の健康増進、快適な職場環境の整備を目的として、2020年にISO 45001(労働安全衛生マネジメントシステム)の認証を取得し、現在も継続的に運用している。
- 琴平リサイクルセンター他では、毎日の危険予知活動(RKY)をはじめ、発生事故の検証と対策を安全大会や朝礼を通じて周知徹底している。これらの活動は、統括安全衛生管理者、本社安全衛生委員会(18名、うち労働者代表5名)、安全管理者及び衛生管理者各1名、各事業場の安全衛生推進者6名で構成される安全衛生委員会により、毎月開催される会議で報告・共有されている。また、建設工事労働災害防止運動期間の取り組み、飲酒運転の根絶、ヒヤリハット事例の共有、各部署での安全大会の開催等を通じて、PDCAサイクルを確実に回し、労働災害の未然防止に努めている。その結果として、2024年5月期及び2025年5月期における労働基準監督署宛ての労働者死傷病報告件数はゼロ件となっており、労働安全衛生の実効性が確認されている。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(労働災害発生の抑制)

■ 「社員教育、資格取得推進」の取り組み

- 持続可能な経営の実現に向けて、社員教育の充実を重要な柱として位置づけている。OJT研修に加え、ISO規格にもとづく研修、社外講師による専門研修、階層別研修(新入社員・若手リーダー・管理職・経営幹部)等、多層的な教育プログラムを展開し、社員一人ひとりが地域社会の担い手として成長できる環境づくりを進めている。
- 資格取得支援にも注力しており、部署ごとの資格取得状況を把握できるよう、有資格一覧表を随時更新・整備している。重機、クレーン、フォークリフト、大型自動車免許等業務に必要な技能資格に加え、1級建築施工管理技士等の専門資格取得も積極的に推進している。取得に

かかる費用は会社が全額負担し、社員のスキル向上と業務品質の強化を両立させる体制を整えている。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「教育」、ネガティブ・インパクト「社会的保護」（社員教育、資格取得の推進）

■ 「ダイバーシティの推進」の取り組み

- 若年層の採用が課題の中、多様な人材の活用を推進する取り組みとして、女性社員及び 65 歳以上のシニア層の雇用を積極的に進めている。2025 年 5 月期時点で、女性社員は 33 名（うち、正社員 31 名）、シニア層は 32 名が在籍し、それぞれの現場で活躍している。
- 女性社員については、運搬収集業務、現場作業、営業等幅広い分野での登用が進んでおり、女性専用のトイレ・休憩室の整備、採用枠の拡充、テレワークの整備等、職場環境の整備に力を入れている。
- 定年は就業規則により 65 歳と定められているが、定年を超えても特段の事情がない限り、本人からの退職申し出があるまで継続勤務が可能な制度を整備している。定年後も肩書や賃金等の処遇は原則として変更されず、従前と同様の条件で勤務を継続できる体制を維持している。
- 現在は外国人従業員や障がいを持つ従業員の雇用は行っていないが、過去に採用した際には、働きやすい環境の整備に取り組んできた経緯がある。こうした経験を踏まえ、誰もが安心して就労できる環境づくりに向けて、今後も継続的に取り組んでいく。なお、障がい者雇用については KPI を設定し、具体的な目標管理のもとで推進していく。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「雇用」、ネガティブ・インパクト「ジェンダー平等」「年齢差別」「その他の社会的弱者」（ダイバーシティの推進）

■ 「賃金の引き上げ」の取り組み

- 社員の賃金水準は、令和 6 年賃金構造基本統計調査における北海道平均を上回っており、処遇改善の一環として賃金向上に積極的に取り組んでいる。2025 年 5 月期には定期昇給を含め、前期比 13.4%の賃金引き上げを実施し、働きやすい職場環境の整備と人材の定着を図ってきた。今後も継続的に賃金水準の改善に取り組む方針である。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「賃金」（賃金の引き上げ）

【社会経済面】

■ 「地域経済の活性化」の取り組み

- 1988 年の産業廃棄物処理業部門の設立以降、二セコ環境は安定型最終処分場の開設、焼却炉やリサイクル工場の整備を通じて受入体制を拡充し、倶知安町を含む周辺 7 町村から排出される一般廃棄物を取り扱い、地域インフラとしての役割を果たしてきた。
- 近年では、観光地として発展する二セコ地域では廃棄物量が増加しており、二セコ環境はこれに対応する体制を整備、倶知安町を中心に約 100 社の外注先・協力会社と取引関係を築き、地域の零細・中小企業との連携を通じて雇用創出と経済活性化に貢献している。こうした事業活動は、地元企業の持続的な成長と繁栄を支える基盤となっている。
- これらの事業活動を支えるため、人員体制の強化を図り、2025 年 5 月期時点で正社員 171

名、パート社員 3 名の計 174 名を雇用している。併せて、SX 化の推進、施設の集約、機械設備の更新等、生産性向上に向けた取り組みも継続的に実施している。

**【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「雇用（社会面）」「零細・中小企業の繁栄」「インフラ」
（地域経済の活性化）**

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動等を踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	非有害廃棄物収集業、有害廃棄物収集業、非有害廃棄物処理・処分業、有害廃棄物処理処分業、解体業、その他の土木工事建設業
ポジティブ・インパクト	水、エネルギー、健康と衛生、文化と伝統、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
ネガティブ・インパクト	現代奴隷、自然災害、健康および安全性、賃金、社会的保護、民族・人種平等、その他の社会的弱者、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動等を踏まえて特定したインパクト】
■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
雇用、零細・中小企業の繁栄、 インフラ	➤ 地域経済の活性化
賃金	➤ 賃金の引き上げ
インフラ	➤ 産業廃棄物受入量の拡充

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
自然災害	➤ 事業継続力強化計画の策定
健康および安全性、社会的保護	➤ ワーク・ライフ・バランスの推進
健康および安全性	➤ 幸せデザインサーベイによる社員満足度の向上 ➤ 労働災害発生の抑制
健康および安全性、気候の安定性、 水域、大気、土壌、生物種、 生息地	➤ 地域環境の保全と科学的根拠にもとづく環境管理
気候の安定性、大気	➤ 低燃費・低排出車両の導入による環境負荷低減
資源強度、廃棄物	➤ ペーパーレスの推進

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）エネルギー、資源強度、 廃棄物 （ネガティブ）資源強度、 廃棄物	➤ 再資源化の推進による循環型社会への貢献
（ポジティブ）教育 （ネガティブ）社会的保護	➤ 社員教育、資格取得の推進
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）ジェンダー平等、 年齢差別、その他の社会的弱者	➤ ダイバーシティの推進

■ UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの
<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由

水	➤ ニセコ環境では、直接、きれいな水へのアクセスに関する事業活動は行っていないことから特定しない。
健康と衛生	➤ ニセコ環境では、直接、衛生環境に関する事業活動は行っていないことから特定しない。
文化と伝統	➤ ニセコ環境では、文化遺産の保全に関する事業活動は行っていないことから特定しない。
水域	➤ ニセコ環境では、直接、水システムの保全に関する事業活動は行っていないことから特定しない。
大気	➤ ニセコ環境では、直接、大気汚染の抑制に関する事業活動は行っていないことから特定しない。
土壌	➤ ニセコ環境では、直接、生物多様性・生態系の保全に貢献できる事業活動は行っていないことから特定しない。
生物種	➤ ニセコ環境では、直接、生物多様性・生態系の保全に貢献できる事業活動は行っていないことから特定しない。
生息地	➤ ニセコ環境では、直接、生物多様性・生態系の保全に貢献できる事業活動は行っていないことから特定しない。

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
現代奴隷	➤ ニセコ環境では、建設関連事業などでの労務管理は適正に行っており、強制労働のリスクを抑制していることから特定しない。
賃金	➤ ニセコ環境では、賃金水準は、地域の業界平均以上で、かつ不規則な賃金でないことから特定しない。
民族・人種平等	➤ ニセコ環境では、現時点では、外国人労働者の雇用は行っていないが、性別や人種で採用条件や労働環境における差別がないことから特定しない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

ニセコ環境は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	・地域経済の活性化（雇用）		
KPI	● 2029年5月期までに、2025年5月期時点での社員数174名から、10名増員する。		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 北海道新幹線及び後志自動車道の延伸に伴い、ニセコ・倶知安地域は観光地として発展を続けている。これに伴い、開発に伴う廃棄物や宿泊施設からの廃棄物排出量が増加しており、こうした状況に対応するため、新たな最終処分場の建設を計画し、事業拡大と地域ニーズへの対応に取り組んでいる。 ➢ こうした事業基盤の強化に加え、ワーク・ライフ・バランスの推進、社員満足度の向上、社員教育の充実にも注力し、これらの取り組みを通じて、社員の確保に取り組む。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

特定したインパクト	インフラ	
取組内容(インパクト内容)	・産業廃棄物受入量の拡充	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029年までに廃棄物最終処分場を新設する。 ● 受入能力を2025年5月期の50,000m³から、最終処分場の新設後111,000m³とする。 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たな最終処分場の建設については、今年度中に設置許可を取得できた場合、2026年春の着工、2028年秋の竣工を予定している。 ➢ 北海道新幹線及び後志自動車道の延伸に伴う開発需要の高まりを背景に、観光地として発展を続けるニセコ・倶知安地域では、 	

	北海道新幹線及び後志自動車道の延伸に伴う廃棄物や観光施設や宿泊施設からの廃棄物排出量が増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、受入能力の拡充を着実に進める。		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	11.6	2030 年までに、大気、水、土壌の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	・幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上		
KPI	● 2026 年 5 月期に「幸せデザインサーベイ」を実施し、以降、毎年定期的に実施し、前回対比で数値を向上させる。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 「幸せデザインサーベイ」を実施し、以後、毎年、実施する。その結果をもとに、社員のメンタルヘルスの把握、経営への参考資料とするとともに、経営陣と従業員が相互理解や組織目標の共有化を目的として対話をすることで、働きがいのある企業になることを目指す。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
--	------	---	---

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ) エネルギー (ネガティブ) 資源強度、廃棄物		
取組内容 (インパクト内容)	・再資源化の推進による循環型社会への貢献		
KPI	● 2029年5月期には、固形燃料の生産量を、2025年5月期の2,850トンから3,200トンにする。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 廃棄物の再資源化に積極的に取り組み、資源循環を促進し、堆肥化や固形燃料化 (RPF・RDF) 等を通じて、持続可能な資源利用を実現している。北海道新幹線や後志自動車道の延伸に伴う開発需要の高まりを背景に、2024年4月から2025年3月までの1年間の廃棄物全般の受入実績2年前と比較し、約2倍に増加しており、固形燃料の生産拡大に取り組む。		
貢献するSDGsターゲット	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育、賃金 (ネガティブ) 社会的保護		
取組内容 (インパクト内容)	・社員教育、資格取得の推進		
KPI	● 2029年5月期までに、2級土木施工管理技士を2025年5月期時点の2名から5名とする。 ● 2029年5月期までに、2級建設業経理士を2025年5月		

	<p>期時点の 2 名から 4 名とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2029 年までに人事評価制度、資格取得制度を整理・新設する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 持続可能な経営の実現に向けて、社員教育の充実を重要な柱として位置づけており、資格取得支援にも注力している。費用は会社が全額負担し、社員のスキル向上と業務品質の強化を両立させる体制を整えている。 ➢ 今後は、産業廃棄物適正管理士や 1 級土木施工管理技士など、他社との差別化や事業上の弱点補強につながる資格の取得を重点的に推進していく。あわせて、賃金への反映も検討することで、社員の取得意欲を高めていく。 ➢ また、社員のモチベーションアップや社員満足度の向上のために、外部機関の活用も検討し、人事評価制度、資格取得制度を整備する。 		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、その他社会的弱者
取組内容 (インパクト内容)	・ダイバーシティの推進
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029 年 5 月期までに、女性管理職比率を 10%に引き上げる。なお、2025 年 5 月期時点における、女性管理職比率は 3% (1 名/35 名) である。 ● 2029 年 5 月期までに、障がい者を 1 名以上の採用を実施し、以後、障がい者の法定雇用率充足に向け取り組んでいく。
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 若年層の採用が課題の中、多様な人材の活用を推進する取り組みとして、女性社員及び 65 歳以上のシニア層の雇用を積極的に進めている。 ➢ 女性社員については、幅広い分野での登用が進んでおり、女性専用のトイレ・休憩室の整備、採用枠の拡充、テレワーク制度の導入等、職場環境の整備に力を入れている。今後は、女性管理職

	<p>の登用をさらに推進するため、ロールモデルの育成に加え、人事評価制度の新設とともに、体系的な育成施策を検討していく。</p> <p>➤ 現在は障がいを持つ従業員の雇用は行っていないが、過去に採用した際には、働きやすい環境の整備に取り組んできた経緯があり、誰もが安心して就労できる環境づくりに向けて、今後も継続的に取り組んでいく。</p>	
<p>貢献する SDGs ターゲット</p>	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 
	<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	
	<p>10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
自然災害	事業継続力強化計画の策定	地域の廃棄物処理インフラとして災害時の業務継続体制を整備し、「事業継続力強化計画」を策定済である。毎年見直しを実施し、事業継続力の実効性を高めていくことから、ネガティブは十分に緩和されており、KPI の設定は行わない。
健康および安全性、社会的保護	ワーク・ライフ・バランスの推進	法定の福利厚生は全従業員に提供され、法定の健康診断に加え、オプション検査費用や、要精密検査と診断された場合の初診費用会社が負担すること等、健康管理支援を充実させている。また、2025 年 5 月期の有給休暇の平均取得率は 67.5%と、令和 6 年の就労条件総合調査（65.3%）を上回る水準を維持していること、平均月間残業時間は 15 時間で、令和 6 年の毎月勤労統計調査（一般労働者の平均残業時間 13.4 時間）を上回るものの、SX 化推進などの生産性向上施策を通じて、業務効率の改善と労働時間の適正化がなされている。これらの取り組みを総合的に勘案すれば、長時間労働に関するネガティブな影響は十分に緩和されており、今後も継続的な改善が見込まれることから、KPI の設定は行わない。
健康および安全性	労働災害発生の抑制	労働災害の防止等を目的として、ISO 45001 認証を取得し、継続的な運用により PDCA サイクルを確実に実施している。その結果、2024 年 5 月期・2025 年 5 月期において労働基準監督署宛ての労働者死傷病報告件数はゼロ件と、ネガティブが十分に緩和されていること、及び引き続きこれらの取り組みを継続していくことから、KPI の設定は行わない。
年齢差別	ダイバーシティの推進	2025 年 5 月期時点で、シニア層は 32 名が在籍している。定年は 65 歳であるが、本人からの退職申し出があるまで継続勤務が可能な制度を整備し、定年後も定年前と同様の条件で勤務を継続できる体制を維持していることから、ネガティブが十分に緩和されており、KPI の設定は行わない。
気候の安定性、大気	低燃費・低排出車両の導入による環境負荷低減	運搬車両において、低燃費車両及び低排出ガス車両の導入を進めており、GHG ならびに NOx・PM の排出量削減に向けた取り組みを実施した結果、64 台中 61 台と大半の運搬車両に導入が進んでいること、今後も引き続き導入を進める方針であることから、ネガティブが十分に緩和されており、

		<p>KPI の設定は行わない。</p> <p><開示情報></p> <p><産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低公害車の導入の状況></p> <p>1. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況(令和7年4月3日現在)</p> <table border="1" data-bbox="743 450 1358 813"> <thead> <tr> <th>運搬車の排ガスレベル</th> <th>台数(割合) R7.4.3</th> <th>台数(割合) R6.12.20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全保有台数</td> <td>64</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>平成10年規制適合車</td> <td>3 (5%)</td> <td>3 (5%)</td> </tr> <tr> <td>平成15年規制適合車</td> <td>1 (2%)</td> <td>1 (2%)</td> </tr> <tr> <td>平成16年規制適合車</td> <td>0 (0%)</td> <td>0 (0%)</td> </tr> <tr> <td>平成17年基準適合/NOx・PM10%低減重量車</td> <td>3 (5%)</td> <td>3 (5%)</td> </tr> <tr> <td>平成17年基準適合/排出ガス75%低減車</td> <td>3 (5%)</td> <td>3 (5%)</td> </tr> <tr> <td>平成19年規制適合車</td> <td>3 (5%)</td> <td>4 (7%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年規制適合車</td> <td>4 (6%)</td> <td>4 (7%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年基準適合/排出ガス10%低減車</td> <td>9 (14%)</td> <td>9 (15%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年規制適合車</td> <td>3 (5%)</td> <td>3 (5%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年基準適合/排出ガス5%低減車</td> <td>2 (3%)</td> <td>2 (3%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年基準適合/排出ガス10%低減車</td> <td>3 (5%)</td> <td>3 (5%)</td> </tr> <tr> <td>平成28年基準適合</td> <td>16 (25%)</td> <td>12 (20%)</td> </tr> <tr> <td>平成28年基準適合/排出ガス5%低減車</td> <td>2 (3%)</td> <td>2 (3%)</td> </tr> <tr> <td>平成28年基準適合/排出ガス10%低減車</td> <td>0 (0%)</td> <td>0 (0%)</td> </tr> <tr> <td>平成30年基準適合</td> <td>6 (9%)</td> <td>6 (10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況(令和7年4月3日現在)</p> <table border="1" data-bbox="743 864 1358 1070"> <thead> <tr> <th>運搬車の低燃費車基準</th> <th>台数(割合) R7.4.3</th> <th>台数(割合) R6.12.20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全保有台数</td> <td>64</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>平成22年度燃費基準達成率</td> <td>0 (0%)</td> <td>1 (2%)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>29 (45%)</td> <td>27 (44%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">平成27年度燃費基準達成率</td> <td>5%向上達成</td> <td>6 (9%)</td> </tr> <tr> <td>10%向上達成</td> <td>4 (6%)</td> </tr> <tr> <td>15%向上達成</td> <td>2 (3%)</td> </tr> <tr> <td>20%向上達成</td> <td>1 (2%)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度燃費基準達成率</td> <td>105%達成</td> <td>1 (2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 ニセコ環境 HP より引用</p>	運搬車の排ガスレベル	台数(割合) R7.4.3	台数(割合) R6.12.20	全保有台数	64	61	平成10年規制適合車	3 (5%)	3 (5%)	平成15年規制適合車	1 (2%)	1 (2%)	平成16年規制適合車	0 (0%)	0 (0%)	平成17年基準適合/NOx・PM10%低減重量車	3 (5%)	3 (5%)	平成17年基準適合/排出ガス75%低減車	3 (5%)	3 (5%)	平成19年規制適合車	3 (5%)	4 (7%)	平成21年規制適合車	4 (6%)	4 (7%)	平成21年基準適合/排出ガス10%低減車	9 (14%)	9 (15%)	平成22年規制適合車	3 (5%)	3 (5%)	平成22年基準適合/排出ガス5%低減車	2 (3%)	2 (3%)	平成22年基準適合/排出ガス10%低減車	3 (5%)	3 (5%)	平成28年基準適合	16 (25%)	12 (20%)	平成28年基準適合/排出ガス5%低減車	2 (3%)	2 (3%)	平成28年基準適合/排出ガス10%低減車	0 (0%)	0 (0%)	平成30年基準適合	6 (9%)	6 (10%)	運搬車の低燃費車基準	台数(割合) R7.4.3	台数(割合) R6.12.20	全保有台数	64	61	平成22年度燃費基準達成率	0 (0%)	1 (2%)	—	29 (45%)	27 (44%)	平成27年度燃費基準達成率	5%向上達成	6 (9%)	10%向上達成	4 (6%)	15%向上達成	2 (3%)	20%向上達成	1 (2%)	令和4年度燃費基準達成率	105%達成	1 (2%)
運搬車の排ガスレベル	台数(割合) R7.4.3	台数(割合) R6.12.20																																																																											
全保有台数	64	61																																																																											
平成10年規制適合車	3 (5%)	3 (5%)																																																																											
平成15年規制適合車	1 (2%)	1 (2%)																																																																											
平成16年規制適合車	0 (0%)	0 (0%)																																																																											
平成17年基準適合/NOx・PM10%低減重量車	3 (5%)	3 (5%)																																																																											
平成17年基準適合/排出ガス75%低減車	3 (5%)	3 (5%)																																																																											
平成19年規制適合車	3 (5%)	4 (7%)																																																																											
平成21年規制適合車	4 (6%)	4 (7%)																																																																											
平成21年基準適合/排出ガス10%低減車	9 (14%)	9 (15%)																																																																											
平成22年規制適合車	3 (5%)	3 (5%)																																																																											
平成22年基準適合/排出ガス5%低減車	2 (3%)	2 (3%)																																																																											
平成22年基準適合/排出ガス10%低減車	3 (5%)	3 (5%)																																																																											
平成28年基準適合	16 (25%)	12 (20%)																																																																											
平成28年基準適合/排出ガス5%低減車	2 (3%)	2 (3%)																																																																											
平成28年基準適合/排出ガス10%低減車	0 (0%)	0 (0%)																																																																											
平成30年基準適合	6 (9%)	6 (10%)																																																																											
運搬車の低燃費車基準	台数(割合) R7.4.3	台数(割合) R6.12.20																																																																											
全保有台数	64	61																																																																											
平成22年度燃費基準達成率	0 (0%)	1 (2%)																																																																											
—	29 (45%)	27 (44%)																																																																											
平成27年度燃費基準達成率	5%向上達成	6 (9%)																																																																											
	10%向上達成	4 (6%)																																																																											
	15%向上達成	2 (3%)																																																																											
	20%向上達成	1 (2%)																																																																											
令和4年度燃費基準達成率	105%達成	1 (2%)																																																																											
<p>健康および安全性、水域、大気、土壌、生物種、生息地</p>	<p>地域環境の保全と科学的根拠にもとづく環境管理</p>	<p>最終処分場の運営において、維持管理計画を策定し、自然景観や生態系への配慮を含めた持続可能な管理を実施し、毎月の結果確認を、随時ニセコ環境のHP上で公表している。廃棄物受入時には、契約書・マニフェスト・目視確認等により環境汚染リスクを抑制している。また、解体業およびその他の土木建設事業においては、建設工事は行っておらず、関連法令を遵守したうえで、水域や大気の汚染、生物多様性および生態系への影響、ならびに持続不可能な土地利用を回避した事業運営を実施している。これらの取り組みから、ネガティブが十分に緩和されており、KPI の設定は行わない。</p>																																																																											
<p>資源強度、廃棄物</p>	<p>ペーパーレスの推進</p>	<p>「サイボウズ」等の業務管理システムに加え、独自のクラウド型データベースにより、営業・配車・受発注などの業務を効率化している。デジタルツールの活用によりペーパーレスを推進し、2025年5月期のコピー用紙使用は313,000枚（対前年比93%）と削減されている。今後もこれらの取り組みを継続することでネガティブは十分に緩和されており、KPI の設定は行わない。</p>																																																																											

5.サステナビリティ管理体制

ニセコ環境では、本ファイナンスに取り組むにあたり、古谷代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献等との関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、古谷代表取締役を最高責任者、総務部・経理部を事務局とし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心に、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役	古谷 和之
(事務局)	総務部・経理部	
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任	

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、ニセコ環境と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、ニセコ環境と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。ニセコ環境は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 加藤 栄嗣

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190